

こんにちは！地域包括支援センターです

高齢者の権利や財産を守ります。 「成年後見制度」



こんなお悩みは
ありませんか？

母親に認知症の傾向が…。
離れて暮らしているので、訪問販売など
悪質商法に狙われないか心配…。

最近、お金の管理に自信がなくなってきた。
財産の管理を安心して任せられる人がいたら
いいのに…。



「成年後見制度」とは

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人のお金の管理や日常生活上の手続き・契約などを支援する制度です。

○成年後見制度を利用できる人は？

成年後見制度の対象者は、現在すでに判断能力が不十分な人です。能力の程度によって、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

後見：判断能力がほとんどない人
保佐：判断能力が著しく不十分な人
補助：判断能力が不十分な人

○どんな支援が受けられますか？

財産管理… 本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援。

身上看護… 介護サービスの利用、病院の入退院の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などの支援。

○利用するための手続きは？

1 申立て

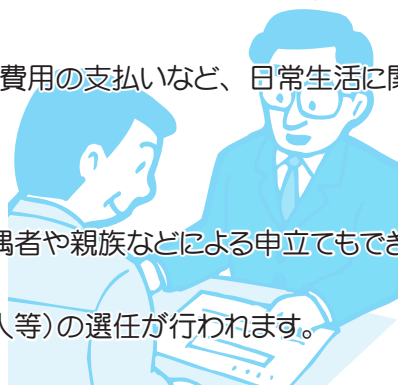
↓ 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。配偶者や親族などによる申立てでもできます。

2 審判

↓ 家庭裁判所での調査や鑑定などを経て、支援する人(後見人等)の選任が行われます。

3 後見開始

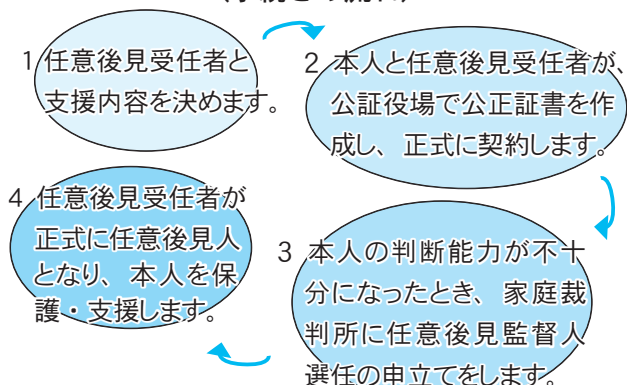
後見人等による支援が始まります。後見人等は、家庭裁判所の監督を受け、支援経過を報告します。



「任意後見制度」

現在は判断能力がある人が、将来的に認知症などで判断能力が不十分になった場合に備え、財産管理や身上看護に関する法律行為を、本人に代わって行う人(任意後見受任者)について、あらかじめ自分自身で決めておく制度です。

(手続きの流れ)



○地域包括支援センターが支援します○

成年後見制度は家庭裁判所に申立てをして利用しますが、センターでは、高齢者のみなさんやその家族などが必要に応じて適切に利用できるよう、さまざまな支援を行っています。

分からないことがありましたら、
お気軽にご相談ください。



◇幸手東地域包括支援センター

対象区域 幸手市内東圏域
(権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区)
場所 幸手市天神島 1030-1 ウェルス幸手内
☎(53)6151・FAX(53)6160
業務時間 8:30～17:15(土日祝日を除く)

◇幸手西地域包括支援センター

対象区域 幸手市内西圏域
(幸手・行幸・長倉・上高野小学校区)
場所 幸手市香日向 4-5-1 旧香日向小学校内
☎(40)3443・FAX(44)0870
業務時間 9:00～17:45(土日祝日を除く)

歯科訪問診療（往診）を行っています

幸手市歯科医師会では、訪問診療に必要な専用機材を整え、通院困難な状態にある人（介護認定者や寝たきり状態にある人）などへの訪問診療を実施しています。

また、通院が困難な人への「歯科医師のご紹介」、歯や口の中のことでお悩みの人への「相談窓口の設置」をしていますので、ぜひ、ご利用ください。

※なお、下記の歯科医院に直接申し込むこともできます。



【相談窓口】

○幸手市歯科医師会相談窓口

岩上歯科医院 ☎(43) 3839

○健康増進課 ☎(42) 8421

※詳細については、歯科医師会ホームページ (<http://www.satte-dental.jp/>) を参照してください。

幸手市歯科医師会 会員【50音順】

新井 歯科医院 ☎(48) 2613	苦瀬 歯科医院 ☎(43) 6116	高柳 歯科医院 ☎(42) 0270
出井 歯科医院 ☎(42) 0902	グリーン歯科医院 ☎(44) 1750	玉木 歯科医院 ☎(42) 8885
岩上 歯科医院 ☎(43) 3839	小林 歯科医院 ☎(42) 8181	戸川 歯科医院 ☎(42) 7452
梅本 歯科医院 ☎(43) 6200	駒橋 歯科医院 ☎(42) 0271	永井 歯科医院 ☎(43) 5171
遠藤 歯科医院 ☎(43) 5288	小森谷 歯科医院 ☎(43) 0888	那須 歯科医院 ☎(43) 4570
大宮 歯科医院 ☎(43) 0485	昆 歯科医院 ☎(42) 7480	堀中 歯科医院 ☎(44) 0916
柿沼 歯科医院 ☎(42) 0579	佐伯歯科クリニック ☎(44) 1818	みつば歯科エムズタウン幸手 ☎(40) 3283
柿沼デンタルクリニック ☎(42) 4887	さくら矯正歯科 ☎(43) 1553	宮田 歯科医院 ☎(43) 6333

～男女共同参画とは～

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいいます。

～講演会のお知らせ～

私たちの声をもっともっと社会へ
～世界の潮流と日本の課題～

と き 6月24日(土)午後1時30分～4時
と ころ 埼玉県男女共同参画推進センター
(With You さいたま) 4階セミナー室
さいたま市中央区新都心 2-2

講 師 三浦 まり氏(上智大学法学部教授)
定 員 80人(申込順)

参加費 無料

問合せ・申込先

埼玉県男女共同参画推進センター
☎ 048(601)3111・FAX 048(600)3802



6月23日(金)から29日(木)までの1週間は、国の定める男女共同参画週間です。
男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることをめざし、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である、平成11年6月23日にちなんで設けられました。
市では、この期間中、市役所ロビーにおいてパネル展を開催します。

6月23日～29日は

男女共同参画週間です

平成29年度キャッチフレーズ

「男で〇、女で〇、共同作業で〇。」

問合せ 人権推進課

☎(43) 1111 内線162
FAX(44) 0257